

～投薬について～（お願い）

- 1、園での投薬について、基本的に緊急時及びやむを得ない理由で保護者と園側とで話し合い、必ず投薬条件を厳守した上で保育園担当者が保護者に代わって与えることになります。
その場合の「薬」、「投薬依頼書」は必ず署名捺印の上、薬に添付し保育園の職員に直接手渡しして下さい。
- 2、薬は医師からの処方により薬局で調剤されたものに限りませぬ。
(市販薬は受け付けられませぬ)
- 3、慢性の病気の場合（アトピー性皮膚炎など）は、日常生活における投薬や処置についての保育所保育指針（厚生労働省）により主治医の指示書のもとに行います。
この場合、主治医との連携をとります。
- 4、持参する薬について
 - ・処方された薬に「投薬依頼書」を必ず添付ください。添付されてなかつた場合は飲ませることが出来ませぬ。
 - ・薬（水薬同様）は必ず1回分ずつに分け、当日分のみご用意ください。
 - ・袋（1包ずつ）や容器には必ず記名してください。
 - ・処方当日から明らかに日時が古いと思われる薬は投与出来ませぬ。
- 5、主治医の診察を受けるときはお子様現在保育園に通園していることを伝え、**保育園では原則として薬の投与が出来ないこと**をお伝えください。

(1日2回のお薬などもあります。主治医にご相談願います)
また必要時に問い合わせもあることをご理解ください。

6、薬を長期間継続して使用する場合はあらかじめご相談ください。

7、「熱がでたら…」「咳がでたら…」「発作がでたら…」というように症状を判断して投与しなければならない薬等は事前に協議させてください。

※上記要件につき、不備があった場合、投薬を実施できません。
事故防止・健康管理に関する重要事項ですので、ご了承ください。

伊陸保育園